

# 業務部速報



No. 100

発行 25. 12. 29

JR東労組 業務部

## 申5号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ 第8回団体交渉(12/26)①

### (その他制度の見直し)

●組合 ■会社

1. 安全第一の企業文化と組合員の安全意識・モチベーションの向上のために、運転無事故表彰制度を継続すること。



●安全第一の職場をつくり、安全意識を向上させるため、運転無事故表彰は継続すべきだ！

- 安全は全社員で築き上げるという考え方のもと、運転無事故表彰の役割は果たした
- 職務能力給の1万円以上の引上げと業務手当で措置する
- 無事故にこしたことはないが、事象が発生したら受け止めて対策を立てることが大切である
- 安全に関して課題設定を行い能力の伸長を後押しすることも大切である
- JR発足時は、ミスが処分に直結することがあった中での制度であり、その役割は果たした

●現在、JR発足時の責任追及に回帰している！減点主義ではなく加点主義の表彰を残すべきだ！

●何でもかんでも職務能力給や業務手当で何でも措置するべきではない！

2. セカンドキャリアスタッフ制度について、高年齢者雇用安定法により、使用者は労働者が70歳まで就労機会を確保できるように努める義務を負っているため、希望する組合員全員の雇用を確保すること。



●法の趣旨に則り、70歳まで働くことを希望する組合員の雇用を確保するべきだ！

- 出向先会社の採用戦略や経営方針、雇用枠に限りもあるため希望者全員が再雇用できるわけではない
- 基本的な考えは、法律的にも努力義務となっているため、この間培ってきた豊富な経験・知見・能力を活かしてもらいたい
- 会社として、雇用先の確保に向けてしっかり努力していく 確認！

3. セカンドキャリアスタッフ制度を希望する組合員の勤務先は、これまで培ってきた技術・技能を考慮するとともに、生活環境や家庭状況、通勤距離等を考慮し、組合員本人の希望を尊重すること。



●培ってきた技術・技能を尊重すると共に、生活環境、家庭環境、通勤距離等を考慮して、本人希望を尊重すべきだ！

- 生活環境・家庭状況・通勤状況などを把握して配慮していく 確認！
- 健康状況は本人だけではなく配偶者などの状況も把握していく
- これまでの積み重ねがあってこそセカンドキャリアである。人脈なども含めた財産があり發揮してもらいたい
- 地方では雇用枠に限りがあるが、雇用の場の確保をしていく努力は惜しまず行う 確認！
- 申し入れ項目について、会社として配慮するべき事柄である

- 65歳から70歳までの雇用の場の確保に向けて最大限の努力をしていくことを確認！
- 組合員本人状況に留まらず配偶者の状況も把握し配慮していくことを確認！

②に続く